

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和6年12月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を実施している。 ①後期高齢者医療広域連合で決定された年間保険料を基に保険料(期割)賦課している。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や被保険者証の交付等の窓口事務を実施している。 ※2024(令和6)年12月2日に現行の被保険者証の発行が終了した後は、必要に応じて「資格確認書」の交付を行う。
③システムの名称	総合システム、総合宛名システム、中間サーバー、標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、特別徴収ファイル、口座情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第八十五項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供: 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない 情報照会の根拠: ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表 百十七項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・ほけん課
②所属長の役職名	こども・ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会をしている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。アクセス制限手順については、所属長及びシステム部門が許可した後、システム部門で設定を行うフローを確立している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、上記と同様と対策をとっており担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成27年6月1日時点	平成28年3月31日時点	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	保健介護課長 寺田美由妃	保健介護課長 山口善正	事後	
平成30年10月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成28年3月31日時点	平成30年10月18日時点	事後	
令和1年6月28日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)	評価書番号	評価書番号 8	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	保健介護課長 山口善正	保健介護課長	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	保健介護課 保健介護課長	健康福祉課 健康福祉課長	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	保健介護課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地	事後	
令和2年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2220	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシ	実施する	実施しない	事後	
令和3年10月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	I 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第59項 行政手続きにおける特定の個人を識別するた	番号法第9条第1項 別表第一 第59項	事後	
令和4年7月13日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施	実施しない	実施する	事後	
令和4年7月13日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令		情報提供:情報提供ネットワークシステムによる 情報提供は行わない	事後	
令和4年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年12月28日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	情報照会の根拠:番号法第19条第8号 別表第二82の項	情報照会の根拠:番号法第19条第8号 別表第二82の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実	事前	
令和5年7月5日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	情報照会の根拠:番号法第19条第8号 別表第二82の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実	番号法第19条第8号 別表第二82の項	事後	
令和5年7月5日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	健康福祉課 健康福祉課長	こども・ほけん課 こども・ほけん課長	事後	
令和5年7月5日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-	事後	
令和5年7月5日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	【追記】	2024(令和6)年12月2日に現行の被保険者証の発行が終了した後は、必要に応じて「資格確認	事前	
令和6年10月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項	番号法第9条第1項 別表 第八十五項	事後	
令和6年10月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年7月1日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシ	情報照会の根拠:番号法第19条第8号 別表第二82の項	情報提供:情報提供ネットワークシステムによる 情報提供は行わない	事後	
令和6年10月31日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	【新様式による追記】	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を	事後	
令和6年10月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	【新様式による追記】	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施して	事後	